

平成27年6月19日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成27年6月19日（金曜日）午前10時開会

出席委員（4名）

委員長 西村勝男君

副委員長 志子田吉晃君

委員 浅野敏江君 菊地進君

出席議長団（2名）

議長 佐藤英治君

副議長 鎌田礼二君

欠席委員（1名）

高橋卓也君

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	桜井史裕君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	業務課長兼 経営改革室長	鈴木康弘君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主事	片山太郎君		

会議に付した事件

議案第 5 1 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 3 号 平成 2 7 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、15番、高橋卓也君1名です。

本日の審査の議題は、議案第51号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第53号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第51号及び第53号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で、審査をお願いいたします案件でございますが、東日本大震災による被災者に対する塩竈市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例など、計2議案でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、説明のほうよろしくお願ひします。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、まず初めに、議案第51号についてご説明させていただきます。

資料No.5、それと資料No.8をご用意をお願いいたします。

まず、資料No.5番の16ページのほうをお開きをお願いいたします。

議案第51号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正の理由は、提案理由に記載のとおり、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示により、本市に転入してきた被災者に対し、平成27年度分の国民健康保険税の減税を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、減免の内容についてご説明させていただきます。資料No.8の32ページをお開きください。資料No.8の32ページでございます。

まず、1つ目、1の減免の趣旨でございますが、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示な

どにより、本市に転入された被保険者の国民健康保険税を平成27年度分につきましても、引き続き減免しようとするものです。

2の減免の対象となる世帯でございますが、(1)の原子力災害対策特別措置法に規定する帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、旧緊急避難準備区域、そして(2)の特定避難勧奨地点、いわゆる俗に言われるホットスポットと言われる部分の地域の方々でございますけれども、に居住されていたため避難を行った世帯でございます。

3の減免の対象となる国民健康保険税ですが、改正後は平成27年度分が加わりまして、平成26年度分、平成27年度分については、納期が平成28年3月31日までの間に設定されているものが新たに対象となります。

4の減免の申請手続ですが、これまでに平成26年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免を適用させていただきますが、今後新たに転入される場合などは、その転入の手続の中で対応させていただくことになります。

5のそのほかとして、国からの財政支援であります。国が示す基準で減免を行った場合には、特別調整交付金の対象となり、減免費用の全額が国によって支援される予定です。

なお、同じ資料の30ページ、31ページのほうでございますけれども、こちらのほうに条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照お願いいたします。

議案第51号については、以上となります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活福祉課から、議案第53号、一般会計補正予算に係る生活福祉課関係分についてご説明いたします。

資料No.7、平成27年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の11ページないし、12ページをお開きください。

説明の都合上歳出からご説明いたします。

3款民生費3項1目生活保護総務費13節委託料に210万6,000円を、生活保護システム改修業務委託として計上してございます。これは、本年7月から適用される生活保護の住宅扶助及び冬期加算の基準の見直しの通知が、平成27年4月14日付で通知されたことを受けて、必要な生活保護システムを改修するものです。

続きまして、同じ資料の3ページ、ないし4ページをお開きください。

生活保護システム改修業務委託の歳入をご説明いたします。3ページの14款国庫支出金2項

2目民生費国庫補助金2節生活保護費補助金として、先ほどの歳出補正額の2分の1,105万3,000円を計上いたしております。なお、このシステム改修につきましては、県内各所においても4月の厚生労働省からの通知を受けまして、直近の定例会で補正予算を計上し、対応する予定になってございます。

生活福祉課からは以上でございます。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第53号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、健康増進事業費として計上してございます、がん検診推進事業、それから被災者健康支援事業として計上してございます被災者特別健診事業（歯周疾患検診）についてご説明を申し上げます。

引き続きまして、同じ資料でご説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、資料番号7の平成27年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の13ページないし14ページをお開き願います。

初めに、がん検診推進事業についてご説明を申し上げます。

歳出予算でございますが、今回補正をお願いいたしますのは、第4款衛生費第1項第1目保健衛生総務費といたしまして、健康増進事業費としまして562万3,000円でございます。

内容といたしましては、これまで一定年齢の女性の皆様に対しまして、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を配布してまいりまして、がん検診の推進に努めてまいりましたが、いまだ未受診となっている方々に改めて無料クーポン券を送付することで、検診受診の動機づけを行いまして、がん検診の受診の促進、それからがんの早期発見、早期治療を図るというものでございます。

内訳といたしましては、受診勧奨のための通信運搬費として、役務費156万1,000円のうち、75万2,000円、対象者の抽出等を行うための電算委託料といたしまして、50万3,000円のほか、子宮頸がん検診委託料としまして、275万4,000円、乳がん検診委託料としまして161万4,000円、合計562万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページにお戻り願います。

第14款国庫支出金第2項第3目衛生費国庫補助金といたしまして、がん検診推進事業補助金10万5,000円を計上してございます。

続きまして、事業の概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号8、第2回市議会定例会議案資料47ページをお開き願います。

がん検診のがん検診推進事業対象となりますが、子宮頸がん乳がん検診について、それぞれ記載の表に書いてありますとおりの生年月日に該当するものとなります。

①の表につきましては、国庫補助事業分の対象者でございます。表の下、欄外に記載のとおり、平成22年度に無料クーポン事業として対象であった方々で、過去5年度、具体的には平成22年度から、平成26年度に一度も市町村の実施いたします子宮頸がん及び乳がん検診を受診していない者でございます。

②の表につきましては、国庫補助事業分に合わせまして実施いたします本市独自に行う単独事業分の対象者でございます。こちらにつきましては、表の下、欄外に記載のとおり、平成21年度に無料クーポン事業として対象だった方々で、過去6年度、具体的には平成21年度から平成26年度に一度も市町村が行う各検診を受診していない者ということでございます。

恐れ入りますが、次のページ、48ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、子宮頸がん検診（無料クーポン事業等の実施状況）ということで、記載しておりますので、その表をごらんいただきたいというふうをお願いいたします。

子宮頸がん検診を例にしまして、今回補正をお願いいたします検診実施対象者の考え方について、具体的にご説明を申し上げます。ごらんいただいております表でございますが、これまで実施してきております子宮頸がん健診の無料クーポン事業の対象者を生年月日ごとに表を縦の左側半分には、平成21年度から平成25年度の5カ年間に5歳刻みでの年齢で実施しました無料クーポン事業を、実施年度と検診時の年齢であらわしたものでございます。表縦、右側半分につきましては、その過去5年間の無料クーポン事業で、未受診であった者への再勧奨事業の取り組み等を示したものでございます。

グループ①、無料クーポン事業実施当時35歳であった者の例でご説明いたしますと、表縦右半分の未受診者の再勧奨事業欄をごらんいただきたいと思えます。丸印、一重丸ですね、丸印で示しておりますとおりの、平成21年度から平成25年度の各年度に35歳であった者で、その際の無料クーポン事業において、未受診者であった者に対し、平成26年度及び27年度の2カ年度において、1回目の再勧奨に取り組んでおります。

今回6月補正でお願いいたしますのは、網かけ表示のうち、二重丸で示しております無料クーポン事業、未受診者に対します2回目の再勧奨の取り組みとなるものでございます。表の

右端に二重丸の実施財源区分を記載してございますが、本来であれば、無料クーポン事業が始まりましたのが、平成21年度でございますので、その21年度に35歳であった者、表で言いますとグループ①の1行目の網かけの未受診者から行うべきものでございますが、国の補助制度が平成22年度に35歳であった者、表で言いますとグループ①の2行目の網かけの未受診者から実施する内容となっておりますので、受診機会の公平性等から、本市独自に単独事業として網かけ表示の1行目の未受診者について、国庫補助事業分と同様の取り扱いで実施いたしますことにより、がんの早期発見、それから早期治療に努めるものでございます。表中のグループ②、③、④についても同様にござらんいただければと思います。

なお、本市独自の単独事業につきましては、受診機会の公平性等を踏まえ、国の制度に左右されることなく、2回目の未受診者勧奨が一巡いたします平成30年度まで、独自の取り組みとして同様に取扱いをまいりたいというふうに考えてございます。

なお、例としては子宮がん検診をお話しさせていただきましたが、乳がん検診についても、実施対象年齢は異なりますが、同様の考え方で実施するものでございます。

恐れ入りますが、47ページにお戻り願います。

2、検診費用につきましては、無料とさせていただきます。

3、その実施財源でございますが、国庫補助事業分につきましては、補助率2分の1、1人当たりの補助単価につきましては、表に記載のとおりでございます。本市単独事業分につきましては、一般財源で実施してまいります。

4、検診期間でございますが、子宮頸がん検診については、8月から11月、乳がん検診につきましては8月から1月。

5、受診方法につきましては、対象者全員に受診案内を送付させていただきまして、指定した医療機関で受診をしていただきます。

本事業につきましては、当初予算編成後に事業内容の詳細について国から通知がありましたことから、6月補正をお願いするものでございます。

続きまして、被災者特別健診事業、歯周疾患検診についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号7、平成27年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の13ページ、ないし14ページをお開き願います。

歳出予算からご説明申し上げます。補正をお願いいたしますのは、第4款衛生費第1項第1目保健衛生総務費としまして、被災者健康支援事業費としまして、183万8,000円でございます。

す。内容といたしましては、大震災により被災しました市民の皆様の被災後の生活環境の変化等による健康状態の悪化を早期に発見、それから予防することを目的に、検診機会のない世代を対象に歯周疾患検診を実施するものであります。

内容としましては、消耗品等の需用費としまして5万9,000円、受診勧奨のための通信運搬費といたしまして、役務費156万1,000円のうち、80万9,000円、歯周疾患の健康診査委託料としまして、97万円、合計183万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算でございますが、恐れ入りますが同じ資料の5ページ、6ページにお戻り願います。

第15款県支出金第2項第3目衛生費県補助金としまして、被災者健康支援事業補助金183万8,000円、歳出予算と同額を計上してございます。

続きまして、事業概要でございますが、恐れ入りますが、資料番号8、第2回市議会定例会議案資料49ページをお開き願います。

1、対象者でございますが、18歳から29歳までの市民の皆様となります。

2、検診内容でございますが、問診、歯周組織検査、歯の状況検査、それから指導検査等となります。

3の検診費用につきましては、無料とさせていただきます。

4、その実施財源でございますが、国庫補助金、県の間接補助事業ということでございますが、補助率10分の10を活用いたします。受診者1人当たりの補助単価につきましては4,931円ということでございます。

5、検診期間につきましては8月から来年1月まで。

6、受診方法につきましては、全対象者へ個別通知による勧奨を行いまして、指定された医療機関で受診をしていただきます。

7、実施年度につきましては、平成27年度単年度の事業ということでございます。本事業につきましても、当初予算編成後に事業内容の詳細について、宮城県から通知がありましたことから6月補正をお願いするものでございます。

健康推進課からは以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。各委員より発言をお願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 それでは、私のほうから何点かお聞きしたいと思います。

まず初めに、国民健康保険税の減免についてお聞きいたします。資料No.8の32ページからお聞きいたしたいんですが、これはこれまでも続けてきた原子力災害対策の特別措置法ということで、塩竈市に住んでいらっしゃるそういった福島県から避難されてきた方に対する減免期間が27年度もあるという中身だと思いますが、最近のニュースを見ますと、福島のほうも除染が済んで、まちに戻れるというところが、帰還が困難だった区域が徐々に解除されているように見受けられるんですが、そういった状況の中で今回も27年度ということだったんですが、まず現在塩竈市に在住されている避難されている方は、何世帯で、何人ぐらいいらっしゃるのか、またこれからのそういった国の対応、ご本人がすぐに地元に戻れるかどうか、個人的な理由もあると思いますが、そういったことに関してはどのような対応をされていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず今ご質問がございました塩竈市に避難されている福島原発の避難者の世帯数でございますけれども、平成26年度実績並びに現段階では3世帯、4名の方々が避難をされているという状況でございます。

それで、あと国民健康保険に关します国の支援措置についてですけれども、今回減免されます国民健康保険税につきましては、全額国からの支援がいただけるという状況になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 私のほうからは、福島県で被災された方の国での取り扱いというような、今後の取り扱いというお話でしたので、私のほうからお答えさせていただきます。

昨日、仮設住宅の担当課長会議が開催されまして、その中で福島県での被災者の取り扱いがありました。その中では29年の3月31日までについては、一律延長ということで、取り扱うというようなお話がなされてございます。それ以降のことについては、その後の対応というような形になっておりますけれども、29年3月31日までは一律延長、本市も一律延長で6年目になるということなんですけれども、それと同じような取り扱いになっているところです。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。もう1点は、福島市のほうの除染が進んで帰還ができると。その帰還した時点で、もちろんこの減免は打ち切られることになる。もちろん塩竈市から外れれば

そのようになると思いますので、帰還ができるというような状況になっても、まだ塩竈市にいらっしゃる間は、今仮設のほうのお話もありましたけれども、1年ごとに考えていかれる税金の減免だと思いますが、少なくとも27年度においては、途中で帰られる状況にあったとしても、塩竈市にいる間は、この減免が続くということで理解してよろしいんですね。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ただいまご指摘いただきましたとおり、塩竈市に在任期間中、本年度につきましては、全額国民健康保険税のほうは減免されるということになります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、同じ資料の47ページの子宮頸がん、乳がんについてお尋ねいたします。

この処置は大変、コール、リコールということで、まだ1回も検診していない方に、本当に早期に検診していただきたいと、また国のほうの補助とあわせて、市単独のこういった助成をしていただくことは大変ありがたいなと思っております。

それで、先ほど現在どのぐらいいるかをさらに検出するための費用もあると思うんですが、およそどのぐらいいらっしゃるのか、概算で、例えば子宮頸がん、年代別は結構ですので、この該当される方がどのぐらいいらっしゃって、乳がんがどのぐらいいらっしゃるか、その概要の人数はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 今年度平成27年度の対象となる者ということで、ご説明を申し上げますと、47ページの表の上段のほうに記載しておりますが、国庫補助分だと子宮頸がん検診で808名、乳がん検診で844名で、本市単独事業として実施いたしますのは、同じく子宮頸がん検診で855人、それから乳がん検診822名ということでございます。以上でございます。

(「ありがとうございます」の声あり)

○西村委員長 ほかにありませんか。志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、私も何点かお聞きします。

53号の中の生活福祉課の件で210万円でシステム改修ということでございますが、そのシステム自体が変わったというよりも、そういうものを入れることによって職員さんの作業が改善されるという意味なのかなと思っているんですけども。これまでどういう作業をしてい

て、そしてこの新しいシステムが入ると、どういう仕事になってどのように改善されるか、その辺のところをお聞かせください。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 この基準改正といたしますのが、毎年、金額等の改正がございまして、そういったものがあつた場合には、今のシステムが形成されておりますので、その画面上で修正をいたしておりました。今回、その画面、住宅扶助と冬期加算ということで、そのシステム自体が変わりますものですから、画面上での変更がきかないということで、画面の構成の見直しをしなければならないというようなことでの、そのためのシステム改修ということで、今回そのために職員のこれまでの手作業が楽になるとか、そういった内容のものではありません。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 内容は楽になるということではないと言われたんだけど、それをしなければ仕事にならないわけだから、そういうことを入れるということだと思って聞いていました。どうも、わかりました。そういうものだということがわかったので。

それから、47ページ、48ページ、No.8の。がん検診のことで、毎年ずっと5年に1回とか、本人は順番に来て検診されているんですけども、塩竈ではこういう事業をずっとやられてから、早期発見のためのがん検診をやられて、そのためにがんが見つかったとか、そのお金でこの検診のお金で早く見つかったので助かったとか、どのくらい発見率というんでしょうかね、そういうものはどのように推移されているか。わかるところの年だけでもいいんですけども。これやられて実際にどれだけ、実際の実績が上がったか、効果が上がったか、その辺のところをお聞かせください。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 がん検診推進事業に限っての精密検査なり、がんの発見者というちょっと数字は捉まえておりませんが、がん検診の効果といたしましては、これまで平成26年度の結果についてはこれからということになりますが、平成21年度から25年度までの5カ年間で子宮頸がん検診については、約2,000名、それから乳がん検診では約3,100名の方々にクーポン券を利用して検診を受けていただいておりますので、そういった一定程度の効果があつて、そういった早期発見、もしくは健康状態の維持という確認のための効果があつたというふうに考えてございます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。わかったような、わからないような発見率は。それで、やっぱり何かしら安心はされるとは思うのね。検診されて、見つからなかったというのも一応実績だと思うんだよね。これだけの方が見つからなかったから、これだけの人数の方が安心しましたというのを1つの事業だと思うので、がんの人見つければ見つかるほど、効果があったと私は思いませんので、その辺のところはちゃんとそれなりの効果がなければ予算つける意味もないと思うので、その辺のところの発表の仕方がうまくやられて、市のほうの単独でもやっているものもありますので、その辺のところアピールしていただきたいと思います。私からは以上です。

○西村委員長 浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 済みません。生活保護の関係で、資料No.7の4ページでちょっとお聞きしたいんですが、今回厚生労働省のほうから、居住とそれから冬期についての変更と通知があったと。ここの中身を少し詳しくお知らせください。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今ご質問いただきましたのは、主な見直しの内容かと思います。まず、住宅扶助につきましては、複数世帯の住むとか、寝るとか、食るとかというそういった生活実情の確保を理由に、これまで世帯人数にかかわらず、一律3万5,000円だったんですけれども、世帯人数がふえるごとに扶助額がふえるというような変更になっております。

また、冬期加算なんですけれども、灯油とかそういったものを買うことによって、最低生活水準を下回るのではないかというようなことで、冬期加算というものが設けられているんですけれども、ただそういった冬期加算が一般低所得者の消費実態と均衡がとれていないということでの支給額の減額、そしてまた地域によって支給月というものがあったんですけれども、それがこれまで11月から3月までの支給だったのが、11月から4月までになったと、本市においてはですね。そういった変更でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません、少し細かいこと聞きますが、先ほど世帯は一律住居の扶助が3万5,000円だったけれども、人数がふえるごとに変更になったということは、例えば夫婦だけの世帯じゃなくて、子どももいて、おじいちゃんかおばあちゃんもいてというような状況にな

ってくると、この住居扶助が上がるということでしょうか。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 これまで例えば2人世帯だったとしますと、3万5,000円がそれが4月1日からは、基準額としては4万2,000円というようなそういう形に上がるということがございます。今また人数がふえればということなんですけれども、3人になった場合は3万5,000円が4万5,100円というようなことで、やはりそういった見直しがなされたということです。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 住居扶助というのは、例えば家賃ですよ。これまでは生活保護を受けている方のそういった賃貸契約においては、3万5,000円を上回らないところに居住していただくというような状況であったんですけれども、これからはそうしますと、人数がふえることによって、ある程度の生活、住宅の家賃が多少高いところでもそれは基準としては大丈夫だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 そのような形になります。本市において、そういった形で基準内、基準が上回ることによりまして、7月1日からなんですけれども、23世帯の方々についてはそういった形での対応をとらせていただくというようなことになっております。

○西村委員長 よろしいですか。菊地委員。

○菊地委員 私が聞こうとしていたのは、先に聞かれたので。済みません。それで、今いろいろ郷古さんのほうから説明いただきまして、理解するものなんです、なぜ23世帯だけがという、例えば今何ぼ世帯だっけ、のうちの23世帯はもとなる世帯は何世帯今あるのかしら。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護世帯につきましてなんですけれども、現在約470世帯がございまして、そのうち住宅扶助を受けている世帯が372世帯あります。そのうち23世帯というところが、これまで基準を超えていたところなんですけれども、それが今回の基準改正といいますか、基準見直しによりまして、23世帯が基準にないということになりますので、その世帯を対象に7月1日から対応させていただくという形になります。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 わかりました。それで、今住宅の扶助というふうな話なんですけど、生活保護にはいろんな医療保護だ、教育保護だといろいろあるんですけど、市民の方からの相談が多いのは、病院にかかっていて生活が苦しいんだという相談があるんですけど、そういった拡大というか、例えば持ち家があるからどうのこうのとか、相談に行ってもらんですけども、全部却下されてくるみたいなんですけども、何とか医療費だけが扶助してもらえればと、そういう個別の相談というのはいくつあるんですか。それとも、そういうのはないのか、あるのか、ちょっとこの際お知らせください。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 毎年生活保護に関しての相談がございます。その中で、医療費だけというようなそういった相談もございます。ただ、この生活保護の保護開始といいますのが、まずはお相談がございまして、そしてその後に申請がありまして、いろいろな資産調査なり、支援できる方の調査、そういったものを含めまして、保護決定、保護却下というようなそういった手続を踏まえております。そういった中で、保護にならなかったというようなことにつきまして、それぞれの理由があるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 法に定まったものでやっているというのは理解するんですけども、ある程度病気だったら、病気の保護があればやり直しがきくというか、自立できるんだという、そういう手助けがちょっとあればというその微妙なところがあるので、そうするといつか行ったら、「それだったら社会福祉協議会のほうに回ってください」と言われるんですけども、行政としてそういった生活保護関連で社会福祉協議会でなく、行政としてそういったものがないのか、考えてほしいなと思うんですけども、病気してもうある程度自分の人生が1年くらいか、2年かわからないんですけども、そのくらいに宣告されて、働けない。どうしようと、困っている人もいるわけなんですけども、そういう人に、「いや、あなたは財産持っているから土地売って、処分してそれからどうぞ」と言われても、その人たちにすれば、「ええ」と本当に自分の生き方として、それは感情論かもわかりませんが、そうした人たちを救うのが私は行政もある程度何らかの考えを持っていただければなど常々思っていますので、そういう考えを今言わせてもらいました。

あと、済みません、その答えはないと思うんですが、たしか検診で歯科検診と、がん検診あるんですが、私思うのはなかなか案内出しても来ないという人いるんだけど、さっき志子田さん言ったとおり、健康で来ないのか、もうがんの治療をされていて来ないのか、その辺はわかりませんが、ただ市立病院なんかいろんな病院でやっているアミノ酸の血液とって、かえてそういった新たな検査方法とかそういうものを、今まで従来以前の検査じゃなく、そういった新たな考えの健康を見るというふうな発想を変えていったほうがいいんじゃないかなと思うのね。

たしか、市立病院だと2万1,000円だか、2万円できるので、こういったものをしていただいたほうが、逆に血たった3CCだかとかればいいというふうになって、男だと4種類かな、あと女の人だとちょっと多いがんの数値が出るというので、そしてそれから2次検診みたく、ちゃんと受けてくださいといったほうが、スムーズでないのかなと思うのね。それが、局所で「はい、乳がんですよ」「はい、子宮頸がんですよ」とやるよりも、ある程度、トータル的に本当に市民のことを思うんだったら、そういうふうに塩竈独自でなされるんだったら、そういうふうにしたほうが市民の健康というのを見定められるんじゃないかなと思うんですが、そういった発想の転換とかというのは考えていないんですか。国からの補助だ、何だというのにだけ頼って、従来どおりの検診をしていくのか。塩竈独自だったらやっぱりいろんなことを考えれば、塩竈に行くところというシステムあるから、塩竈に転入してくるという人がいるかもわからないよ。その辺、考えあるのか、ないのか。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 ただいま本市のほうで行っておりますがん検診につきましては、法律、健康増進法という法律に基づきまして、厚生労働省におきますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というものがございまして、そういった市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進するという取り決めに基づいて現在はそれぞれ検査項目、検査の種類、それから対象者、受診の間隔等について、そういったものに基づいて実施しているところでございます。

今ご質問いただいたものにつきましては、ほかにも簡易の検査とか、気軽に今、この辺ではありませんが、コンビニとかで検査する方法等も出てきておりますが、そういったもので安心されて、精密の検査に至らないとか、あとはなかなか足を運べない中でそういったきちんとした検査につながらないといったこともあるかと思えます。そういったことを医師会関係

と意見交換をさせていただきながら、ちょっと今後検討に進めてまいりたいというふうに考えてございます。現在のところはそういうところでございます。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大分説明しておりましたが、ぜひ議員ご理解いただきたいんですが、これは塩竈市独自にやります。先ほど來說明させていただいておりましたとおり、国の支援というのはほんの一部でありまして、塩竈市はその国の支援の範囲を超えて塩竈市独自で、ぜひまずは1回受診をいただきたい。その動機づけをさせていただきたいということでもあります。

議員のほうからご質問いただきましたアミノインデックスの併用等についても、今後検討させていただきますが、あくまでも傾向を見るというのが、詳しくは恐らく管理者来ていますので、健康を見るものでありますので、まずは直接こういったものを受けていただいて、志子田議員からもお話いただきました。本当に安心して、暮らしていただけるという環境をぜひつくってまいりたいと思って、今回市独自にこういったことをご提案させていただきました。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 別にだめだというのではなく、そういうふうな前向きに、もっと積極的に考えていってもらったりすれば、先ほどコンビニでもいろんな試薬があつて、そういうちょっとしたものでもわかるというか、利便性のあるものなんかもやっぱり導入して行って、そしてちょっと引がかかった人は必ず受けてくださいよと、そういった方向性を持っていくのも1つじゃないかなと思いましたので、一応ご提案というかをして終わりたいと思います。

以上でございます。

○西村委員長 ほかにご発言ありませんか。浅野委員。

○浅野委員 済みません、もう1点だけお聞きしたいと思います。先ほどの生活保護の関係なんですが、ある方から、子どもさんのアルバイト、高校生のアルバイト、生活保護者の方の中の子どもさんがアルバイトをしたものも一家の収入とみなされて、報告という。ただ、何か厚生労働省のほうのホームページには、その部分は除外されるというようなことも出ていたというような話も聞いているんですが、そういったことはないわけですかね。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お子さん、高校生の方になるかと思うんですけども、そういった中での就労によりまして得た収入といいますのは、今浅野委

員がお話になりましたように、収入認定がなされるというのが基本でございます。ただ、そのもので例えば今後就労するための費用、例えば免許を取得するとか、その収入によって今後の就労に向けたもの、そういった理由があればそれは除外されるといいますか、そういった形になります。

○西村委員長 ほかにご発言、なければ暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○西村委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれで終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結します。

採決いたします。議案第51号及び53号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 全員であります。よって、議案第51号及び53号について原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男